吉川市広告付き行政情報モニター等設置事業
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１１月

埼玉県吉川市

1　趣旨

本要領は、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により、吉川市（以下「市」という。）の公共施設を活用した新たな財源の確保を目的とし、市役所庁舎にモニター等を設置して、広告を放映することなどによる広告料等の収入を得る事業を実施するため、企画の提案を受け、最も優れた者を協定締結候補者（以下「候補者」という。）として選定するための手続きについて、定めるものである。

2　事業概要

(1) 事業名

吉川市広告付き行政情報モニター等設置事業

(2) 設置場所

吉川市役所（吉川市きよみ野一丁目１番地）

(3) 事業内容及び実施条件

吉川市広告付き行政情報モニター等設置事業仕様書の通りとする。

(4) 設置場所及び規格

ア　設置場所

施設名	住　所	設置場所
吉川市役所本庁舎	吉川市きよみ野一丁目1番地	１階

※配置図を企画提案書に添付すること。

イ　モニターの規格、台数及び面積

規　格	取付方法	台数	設置面積
３２インチ以上	壁掛けまたはスタンド	3台	各１㎡以内

ウ　モニターの放映時間

月曜日から金曜日までの午前９時から午後４時３０分までとする（祝祭日及び年末年始の休業日を除く）。事業者がタイマー等により、自動で電源の入り切りを行うこと。なお、業務時間の延長及び短縮にはその都度対応する。

(5) 協定期間

モニターの設置工事期間は協定締結日から令和９年３月３１日までとする。広告の放映は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、当初の条件を変更せず、行政財産の使用許可が更新されることを条件とし、市の承認を得た場合に限り、令和１０年４月１日から１年を単位として令和１４年３月３１日まで更新することができる。

(6) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

3　参加資格要件

(1)　本プロポーザルに参加できる者は、本事業を十分に理解し、かつ実現可能な提案を行うことのできる企業とする。

(2)　本プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア　関東近郊に本社又は支社を有し、緊急時において対面による打ち合わせなど、柔軟な対応が可能であること。

イ　埼玉県電子入札システムに登録されており、指名停止されていないこと。

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当していないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

カ　租税を完納していること。

キ　吉川市暴力排除条例（平成２５年吉川市条例第１９号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

ク　令和５年４月１日以降に履行している他自治体における同様の実績を有する者であること。

全体のスケジュール

全体スケジュールは以下の通り。ただし、都合により変更となる場合がある。

実施内容	スケジュール
実施要領・仕様書等の公表	令和８年１１月６日（金）
質問受付期限	令和８年１１月１２日（木）午後４時３０分まで
質問回答期限	令和８年１１月１７日（火）午後４時３０分まで
参加申込提出期限	令和８年１１月１９日（木）午後４時３０分まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施通知	令和８年１１月２０日（金）
企画提案書類の受付期限	令和８年１１月２５日（水）午後４時３０分まで
本審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年１１月３０日（月）
候補者選定結果の公表	令和８年１２月中旬（予定）
協定締結	令和９年１月中旬（予定）
履行期間	・モニター等の設置 協定締結日から令和９年３月３１日（水）まで ・広告の放映 令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）まで ※令和１４年３月３１日（水）まで更新可

５　参加申込

本プロポーザルの参加申込者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

⑴ 提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）　１部

イ　会社概要（様式第２号）　１部

ウ　他自治体における同様の実績があることを証する書類（１件以上）１部

⑵ 提出方法

持参又は郵送（書留）によることとし、持参する場合は、土、日、祝日を除く午前９時から午後４時３０分までとする。

⑶ 提出先

〒３４２－８５０１　埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地

吉川市政策室　広聴広報担当

連絡先　電　話：０４８－９８２－５１１２（直通）
ＦＡＸ：０４８－９８１－５３９２

(4) 提出期限

令和８年１１月１９日（水）午後４時３０分までに必着（郵送の場合も同様）

6　本プロポーザルについての質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和８年１１月１２日（木）午後４時３０分まで

(2) 提出方法及び提出先

提出方法

プロポーザル質問書（様式第３号）を電子メールにより提出

提出先

吉川市政策室　広聴広報担当

E-mail：seisaku2@city.yoshikawa.saitama.jp

電子メールの標題は「吉川市広告付き行政情報モニター等設置事業 プロポーザル質問書」とすること。メールの受信確認後、市から受信した旨をメールにて返信するので、受付期限の翌日までにメールが届かない場合は、電話（０４８－９８２－５１１２）により市に連絡をすること。

(3) 回答期限

令和８年１１月１７日（火）午後４時３０分まで

本プロポーザルに関する質問のみ回答することとし、回答内容は市ホームページに掲載する。また、回答内容は本要領の追加又は修正箇所とみなし反映するものとする。

7　プレゼンテーション及びヒアリング実施通知

令和８年１１月２０日（金）に参加表明書に記載された担当責任者のメールアドレス宛てに送付する。

8　企画提案書類

本プロポーザルの企画提案者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア　見積書（様式第４号）　１部

提案する見積額は、市に納入する１年間分のモニターの広告放映による広告料に消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。ただし、その他の提案として、追加的な広告料が提案できる場合でも、見積書（様式第４号）にはその金額を含まないこととし、企画提案書において追加的な広告料について提示すること。

イ　企画提案書（様式第５号）

①　企画提案書正本（会社名記載有り、押印有り）　１部

②　企画提案書副本（会社名記載無し、押印無し）　７部

様式第５号を表紙に使用すること。

文字サイズは１１ポイント以上、横書きを基本とし、片面印刷、カラー可、Ａ４サイズで１０枚までとする。なお、様式第５号、提案する設置場所を示す配置図やイメージ図（サイズ任意）については枚数に含めない。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は記載しないこと。

※企画提案書は部数ごとにクリップ留めをして提出すること。

⑵ 提出方法

持参又は郵送（書留）により提出すること。なお、持参する場合は、土、日、祝日を除く午前９時から午後４時３０分までとする。

⑶ 提出先

上記５（３）と同じ

⑷ 提出期限

令和８年１１月２５日（水）午後４時３０分までに必着（郵送の場合も同様）

⑸ その他

ア　複数の企画提案をすることはできない。

イ　提出期限後における企画提案書類等の差し替え（再提出）及び変更することはできない。

９　本審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

市が設置する「広告付き行政情報モニター等設置事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価を行う。

なお、本審査に出席しなかった場合は評価を行わない。

⑴ 日程

令和８年１１月３０日（月）

※実施の詳細については、決定次第、通知等により連絡する。

⑵ 場所

吉川市役所３階　３０１会議室

⑶ 時間構成

１者 約３５分（準備５分以内、企画提案書の説明２０分以内、質疑１０分以内）

⑷ 留意事項

ア　パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、スクリーン、プロジェクター、ケーブル及び電源コンセントは市で用意するが、パソコン、その他必要な機器等は各企画提案者が用意すること。

イ　企画提案者については、担当責任者を必須とし、人数の上限は３名とすること（パソコンの操作員を含む）。

10　候補者の選定

(1)　本プロポーザルにおける企画提案者の評価は、選定委員会において各委員の次の評価配点の合計点数（満点３００点）により行うものとする。

選定委員会１００点×３委員＝３００点

(2)　企画提案に係る評価項目、評価内容・着目点、評価配点は、表１「企画提案に係る評価基準表」の通りとする。

(3)　評価配点の計算については以下の通りとする。

表２「評価配点計算表」の通りＡ～Ｅの５段階評価を行い、加点比率により得点を計算する。なお、点数については、小数点以下第２位まで求めるものとする。

(4)　選定委員会において、提案内容について評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定する。最高得点の企画提案者を候補者として選定し、第２位を次点候補者とする。ただし、総合評価点の最高得点を獲得した企画提案者が複数あった場合は、委員の投票で決する。委員の投票が同数の場合は、委員長が投票した企画提案者を候補者とする。

(5)　選定結果については、企画提案者に書面で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。ただし、候補者のみ実名にて公表する。

(6)　審査の結果、総合評価点が６０％（１８０点）に満たなかった場合は、候補者として選定しない。

(7)　提案者が１者のみの場合であっても審査を実施する。提案者が１者の場合でも、総合評価点が６０％（１８０点）に達しない者は、協定の相手方として特定しない。

【表１】企画提案に係る評価基準表

評価項目	評価内容	配点割合
実　　績	同事業の実績を十分有しているか	１０
企　画　内　容	モニター等の設置場所及び設置体制	１０
	広告内容の審査体制	１５
	映像の制作・放映方法・構成	１０
実　施　体　制	事業を確実・迅速に実施できる人員体制や仕組みが整っているか	１５
広　告　料　評　価	(複数者の提案があった場合) 最高提案額を２０点満点とし、それ未満の提案額については、次の計算式により、小数点以下第１位を四捨五入して算定する。 広告料評価点数=２０点×提案額/最高提案額 （１者のみの提案であった場合) １２点とする	２０
そ　の　他　提　案	公共施設に設置することで魅力や利便性の向上に資する独自性かつ具体性のある追加提案や新たな提案がなされているか。また、それらによる市への納入金額の増額につながる工夫がなされているか。	２０
合計		１００

【表２】評価配点計算表

評価	評価水準	加点比率（加点数=配点×加点比率）
A	特に優れている	１００％
B	ＡとＣの中間程度	７５％
C	優れている	５０％
D	ＣとＥの中間程度	２５％
E	優れている点はない	０％

11　企画提案者の失格

企画提案者のうち、次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合（差し替え、再提出を含む）

(3) 会社更生法等の適用を申請するなど、事業を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(4) 事業者選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、選定委員会が失格と判断した場合

12　候補者との協定締結

(1) 締結方法

ア　上記 10「候補者の選定」により選定された候補者と事業内容の詳細について協議し、仕様書等の調整を行ったうえで協定を締結するものとする。

イ　選定された候補者が協定の締結を拒否した場合、審査における次点候補者を協定締結の相手方とみなし、協定を締結する。

(2) 協定金額

候補者より提出された見積書の金額を下限として、協議を行ったうえで決定する。

13　著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された企画提案書及び添付書類にかかる著作権は、企画提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用の責は、使用した企画提案者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、提出された企画提案書及び添付書類を複製、使用できるものとする。

なお、本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、吉川市情報公開条例（平成１２年吉川市条例第１６号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

14　その他留意事項

(1) 提案者より提出された書類は返却しない。

(2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。ただし、固有名詞などについてはローマ字表記とすることができる。

(4) 参加表明書又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第６号）により速やかに辞退する旨を担当部署へ通知すること。

(5) 本プロポーザルにおいて知り得た市の事業等の内容については、守秘義務を課すも

のとする。

(6) 本プロポーザルの実施期間中（協定締結までを含む）において、関係者に対し、本プロポーザルの内容に関する確認等についての接触を禁止する。

15　担当部署

〒３４２－８５０１　埼玉県吉川市きよみ野一丁目１番地
吉川市政策室　広聴広報担当
連絡先　電　話：０４８－９８２－５１１２（直通）
ＦＡＸ：０４８－９８１－５３９２
E-mail：seisaku2@city.yoshikawa.saitama.jp